



大阪市職員措置請求書

大阪市教育委員会事務局 総合教育センター管理担当 担当職員に対する措置請求書の要旨

1 請求の要旨

(1)対象となる財務会計上の事実

上記総合教育センター管理担当においては下記に記載の業務を大阪市教育委員会と公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で業務委託契約を締結し、大阪市港区弁天 1-1-1、1-1-2 及び周辺において調査、測量を実施されました。

業務委託名称:大阪市教育センター不動産図面作成業務委託

期 間:令和 5 年 10 月 12 日から令和6年 2 月 29 日まで

上記業務の中で今業務仕様書(証明資料 a87～a88)、及び変更後明細書(証明資料 a1～a4)の

- ◎ 変更後明細書①から⑦は測量法第 5 条の公共測量に該当し、公共測量に該当する調査、測量は測量業者のみしか受託、実施できない【a)、a)-1、a)-2】
- ◎ 変更後明細書②の多角測量で本業務仕様書に準拠するように規定された大阪市公共測量作業規程(以下、大阪市規程と略します)に規定されています種々の成果品、手続きが作成、納品、実施されていない。【a)-1～a)-11】
- ◎ 変更後明細書⑦の現況測量は多角測量に含まれる測量であるにもかかわらず多角測量、現況測量と二度計上している。【a)-3】
- ◎ 変更後明細書②の多角測量で公共基準点を使用するに際し必要な承認手続きを得ていない。【b)】
- ◎ 変更後明細書②から⑤及び⑦については道路敷上の作業ですが使用許可を得ていない。【c)】

なお、今回の業務と令和4年 10 月 26 日付で請求人が行いました住民監査請求は監査対象先が同一の教育委員会であり、委託内容の概要、請求内容(表示登記のための調査、測量は土地家屋調査士(以下、調査士と略します)のみの資格があれば測量法第 5 条の公共測量について受託、実施の可否について)が同じですのでこの監査請求についての引用部分を大監 39 号と略させていただきます。なお、証明資料中の朱線アンダーライン及び朱線文字囲み線は説明をわかりやすくするため請求人が書き加えたものです。なお、この業務は大阪嘱託登記土地家屋調査士協会(調査士)が受託、実施された業務であり申請人が情報公開請求に基づいて契約書、仕様書、作業規程の提示を受けたものです。大監 39 号でも同じような請求を行い、資料提示を受け、その作業規程に基づき不足、違反事項を指摘しましたが大監 39 号の説明では「調査士には求めている」「測量士が行う業務です」と再三述べていますがであるならば情報公開請求で教育委員会が提示した仕様書、作業規程は虚偽の資料提示となります。また、「黙示の合意」などと述べていますが、であるならば契約書約款第 3 条の「書面主義」は何でしょうか。

(2)その行為が違法又は不当である理由

- a)上記委託業務の作業項目のうち、明細書a1～a4に記載の赤線囲み項目につきましては測量法第5条に規定の公共測量に該当します。測量法第5条の公共測量a5に該当する作業を受託、実施するに

は測量業登録者[a6～a9](#)以外は受託できません。

なお、測量法第59条には「委託その他いかなる名義によるかを問わず、報酬を得て測量の完成を目的として締結する契約は請負契約と、これらの契約に係る測量を行なう営業は測量業とみなして、この法律の規定を適用する」。[a10](#)と規定されています。

また、公共測量に従事する者は測量士、及び測量士補でなければなりません[a11](#)。

なお、この業務の受託者であります公益社団法人「大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会」(以下、嘱託協会、と略します)及び主務従事者であります「竹中 慎二土地家屋調査士」はいずれも測量業者ではありません。[a12,13](#)

次に大監39号で大阪市教育委員会の説明[a14](#)によりますと「土地家屋調査士法(以下、調査士法と略します)が測量法第2条[a15](#)における特別法にあたり、…」とありますが測量法所管庁の国土地理院(以下、地理院と略します)の公文書「国地総務第101号(平成24年10月4日)[a16, 17](#)」によりますと

質 問1:「測量法第2条「他の法律に特別の定めがある場合を除いて…」にある「他の法律、「特別の定」に、土地家屋調査士法第3条第1項(1)[a18](#)「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量」を適用することは可能なのでしょうか。」

地理院回答1:「土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第3条第1項第1号は、測量法第2条に規定する他の法律に特別の定めがある場合」には該当しないと考えられます。」

質 問7:「不動産登記を目的とした地積測量図の作成及そのための基準点測量を含む用地測量業務及び登記申請手続きまでの業務が一括で発注される場合、測量業登録をしている測量業者、測量業登録をしていない土地家屋調査士のいずれも請け負うことができるのでしょうか。」

地理院回答7:「一括発注する場合においても、不動産登記を目的とした地積測量図の作成部分を除き、測量法第5条に該当することとなる測量を行う場合は、測量業者でなければなりません。」

と、測量法の主管庁であります地理院は説明されています。

項目1と項目7のみを記載しましたがこの公文書の質問と回答すべてが関係しています。

また、この公文書について請求人がメール(架電ではありません)で説明をお願いいたしました地理院の回答を確認していただけますでしょうか。[a19～22](#)

これらの地理院の説明資料(架電ではありません、文書で回答をいただいたものです)[a16～17](#)

及び[a19～22](#)を要約しますと

「測量法第2条の「特別の定」は調査士法第3条第1項第1号の「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量」には該当しない、と解せられます。

その根拠としまして測量法と調査士法の間には同一の事項について異なる定めはなくよって優先、劣後の関係にはありません。ここでいう「特別の定」に該当する法律とは国土調査法第34条などです[a23](#)。

よって調査士法に規定の表示登記に必要な調査、測量であっても公共測量に該当する調査、測量は測量法に規定された測量業登録者以外は受託、実施できませんし測量法の規定に従わなければなりません」

と、このように説明されているものです。また、水路業務法第2条第1項及び第2項a24の「第二条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の適用を妨げるものと解釈してはならない。

と規定されていますがこれらが「特別の定」であります。

また、教育委員会では地理院に架電し・・・と説明a14にあります部分につきまして(そもそもこのような重要な質問を地理院のあちこちに的外れな質問を電話で質問すること自体失礼とは思わないのでしょうか。電話で質問するにしろ最低でも教育委員会が主張している「調査士法が測量法に優先、・・・や、測量法2条の特別の定は調査士法3条1項1号に適用・・・等」ともっとも肝要な部分をわざと外したのかはわかりませんがそのおかげで申請人から「文書で回答ください」と言われるし教育委員会より電話で回答した内容はメモで残しておいたみたいですが地理院内部でそのあたりの経緯を調査するにも時間は費やすし、電話などで質問すれば大きな迷惑になる、ということは考えないのでしょうか)地理院本院に文書で説明(架電ではありません。書面で、です)をいただきました。a25、

26

地理院の説明を要約しますと

「測量法の規定は測量士、士補のみにについての規定です。調査士法は調査士にのみにについての規定です。よってそれぞれの法律の規定するところに従って調査、測量は行ってください。調査士が測量法に規定の調査、測量(法5条、6条)を行うのであれば測量法の規定に従わなければなりません」ごく当たり前の説明ではないでしょうか。勿論、教育委員会の問い合わせに対する地理院の回答(a14)にも優先、などと説明していません。教育委員会の単なる思い込み、また勘違いしているのではないのでしょうか。地理院としては「地方公共団体である大阪市教育委員会が違法行為を行っている」、などとは夢にも思っていないのではないのでしょうか。要するに地理院の説明は性善説に立った説明です。

次に、測量業の登録がない嘱託協会・土地家屋調査士が測量法第5条(公共測量)に該当する調査、測量の受託、実施ができるか、また、調査士法第3条第1項第1号を以て測量法に優先する、と考えられるのならそのことが確認できる公文書の有無の開示請求を調査士の監督官庁であります法務省民事局民事第2課及び嘱託協会の監督官庁であります法務局(この場合は大阪法務局)に行いましたが両者とも「そのような公文書は作成していないし、取得していません」との回答でした。a27、28
法務省、法務局がこのような重大事項について根拠なしで公文書を作成もせずになあなあで調査士に行わせる、黙認してるのでしょうか。

次に参考資料となりますが「土地家屋調査士法 逐条解説(赤羽二郎 氏著)」及び「測量法逐条解説(測量法研究会 著)」を提示します。ご確認くださいませう。a29～32

これらからも確認できますとおり測量業無登録の調査士は公共測量に該当する調査、測量を受託はできません。

(なお、公共測量とは、については詳しく後述します)

次に調査士法第3条第1項第1号を以て測量法に優先しないことを説明します。

この調査士法第3条第1項第1号を根拠(業務目的、調査、測量の文言の記述の規定を根拠)とするのならば次に示す法律及びその法律の作業規程は矛盾する規程となるのではないのでしょうか。

例えば土地区画整理法a33には測量、調査及び目的が規定されています。教育委員会の論理では「目的、測量、調査」の文言が規定されていますので区画整理法が測量法に優先する、ということになります。しかしながら同法測量作業規程a34, 35には測量法第33条第1項(公共測量)に基づき…と規定されています。

また森林法a36にも目的、測量、調査の規定がありますがこの測量規程a37, 38も同じです。その他、「自然公園法」a39の測量作業規程a40, 41にも「測量の基準は、測量法第33条第1項に基づいて…」と規定されています。それぞれの測量作業規程には「測量法第33条第1項に基づいて…」と規定されています。

これらを表にまとめましたので確認していただけますでしょうか。表示登記に必要な調査、測量が測量法に優先などしないことが確認できると思います。

法律名称		
測量法 (昭和24年6月3日)	第二条 土地の測量は、他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。	
法律名称	目的、調査、測量規程条文	作業方法、規程
土地家屋調査士法 (昭和25年7月31日)	第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。 (一) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量	不動産登記規則 第10条 3 地図を作成するための測量は、測量法第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点(以下「基本三角点等」と総称する。)を基礎として行うものとする。 第77条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。 八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値
ア)土地区画整理法 (昭和29年5月20日)	第72条 土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要…	国土交通省土地区画整理事業測量作業規程 (目的及び適用範囲) 第1条 この規程は、測量法第33条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業の実

		施のために必要な測量(以下「区画整理測量」という。)における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。
イ)森林法 (昭和26年6月26日)	第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けての土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査…	測量作業規程 第1条 2 この規程は、測量法第33条第1項の規定に基づいて国土交通大臣の承認を得たものであり、農林水産省地方農政局の行う測量は、他の特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。
ウ)自然公園法 (昭和26年6月26日)	実地調査 第62条 機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査…	設計業務等共通仕様書(自然公園編) 1.5 測量の基準 測量の基準は、測量法第33条第1項に基づいて各地方環境事務所が作成し、国土交通大臣の承認を得た「環境省〇〇地方環境事務所 公共測量作業規程」(以下「規程」という。)によるほかは調査職員の指示によるものとする。

これらのア)～ウ)で実施する事業は国、若しくは公共団体等が実施する事業に伴う調査、測量ですから当然、その調査、測量は「公共測量」に該当しますのでその作業規程は測量法第33条に規定の「作業規程」を定めていますが調査士が公共測量に該当する調査、測量(学校用地の取得、管理等に伴う表示登記内容の整理等)を行うのであれば上記の表に記載のア)～ウ)の法律と同じように「測量法」の適用を受けるのは当然です。

なお、大監 39 号で教育委員会の説明では「公共測量はできない、公共測量の基準点設置はできない」[a42](#)と説明されている箇所が多数見受けられますが実際に行っているから測量法違反を指摘しているのです。

また教育委員会は大きな勘違いをしているみたいですが「公共測量」という測量の種類はありません。

基準点測量、地形測量、応用測量(用地測量、路線測量、河川測量等)等の測量が公共団体の費用で公共基準点等を 2 点以上すれば「公共測量」となり測量法の適用を受ける測量となる、という意味です。要するに「公共測量」とは実施した測量の法的位置づけの測量のことです。

なお、「調査士法が測量法に優先する」のが測量法のどの部分に優先するのでしょうか。大監 39 号で教育委員会の主張は「法 5 条(公共測量はできない)」では4条(基本測量)ができるのでしょうか。それとも法6条(基本測量及び公共測量以外の測量)どちらでしょうか。勿論、法4条の測量はできません。

教育委員会の説明は全く意味が不明です。調査士法第 3 条第1項第 1 号を以て測量法に優先する、だけど測量法第5条の公共測量はできない、一体、何を主張したいのでしょうか。

これは請求人の推測ですが

「不動産登記測量だから、基礎測量だから、多角測量だから・・・公共測量ではありません。」

と、このように主張したいのかもしれませんが前述で提示しました証明資料 [a10](#) の測量法第 59 条に規定されて」いますとおり

「第五十九条 委託その他いかなる名義によるかを問わず、報酬を得て測量の完成を目的として締結する契約は請負契約と、これらの契約に係る測量を行なう営業は測量業とみなして、この法律の規定を適用する。」

と、規定されていますとおり(名義は名称と言い換えても差し支えないそうです)調査士が表示登記に必要な測量であろうと、建築士が建築物のために行う敷地の測量であろうと、また、土木施工管理技士が橋梁架橋に伴う測量であろうと一定の条件で測量を行えば測量法第 5 条(公共測量)若しくは同法第6条(基本測量及び公共測量以外の測量)に該当する、ということです。

そもそも今回の業務の仕様書には資料21, 22「測量法(昭和24年法律第188号)、大阪市公共測量作業規程、:大阪市3・4級公共基準点測量作業要綱、その他関係法令、規定、規則等に準拠するものとする。」(本業務仕様書)と規定されていますが測量法のどの部分に準拠しているのでしょうか。調査士法が優先なら測量法に準拠などする必要はないのではないのでしょうか。

では、公共測量とは、について説明させていただきます。

測量法第 5 条

① 公共測量) [a43](#)

この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

一 その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量(以下、省略)

(公共測量の基準) [a44](#)

第三十二条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基いて実施しなければならない。

(作業規程) [a44](#)

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通省令で定める事項を定めた作業規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公共測量は、前項の承認を得た作業規程に基づいて実施しなければならない。

(作業規程の準則) [a44](#)

三十四条 国土交通大臣は、作業規程の準則を定めることができる。

と、ありますが第 5 条の但し書き部分に規定されていますように局地的測量(一定の面積、路線長以下)や高度の精度を要しない測量について測量法施行令第 1 条第1項第1号から第 5 号に規定された測量は除外されますがこれにも条件があります(法の適用をうけない)。

測量法施行令第1条第1項 [a45、46](#)

(局地的測量又は高度の精度を必要としない測定の範囲)

第一条 測量法(以下「法」という。)第五条及び法第六条に規定する政令で定める局地的測量又は高度の精度を必要としない測量は、次の各号に掲げるものとする。

一 建物に関する測量

二 百万分の一未満の小縮尺図の調製

三 横断面測量

四 前各号に掲げるものを除くほか、次に掲げる測量。ただし、既に実施された公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量に追加して、又は当該測量を修正するために行なわれる測量を除く。

イ 三角網の面積が七平方キロメートル(北海道にあつては、十平方キロメートル)未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点又は図根点を二点以上使用しない三角測量

ロ 路線の長さが六キロメートル(北海道にあつては、十キロメートル)未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点又は多角点を二点以上使用しない多角測量

ハ 路線の長さが十キロメートル未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた水準点を二点以上使用しない水準測量(縦断面測量を含む。以下この条において同じ。)

ニ 面積が七平方キロメートル(北海道にあつては、十平方キロメートル)未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点、多角点又は水準点を二点以上使用しない地形測量又は平面測量

五 前各号に掲げるものを除くほか、誤差の許容限度(二以上の誤差の許容限度が定められる場合においては、そのすべての誤差の許容限度)が次に掲げる数値をこえる測量。ただし、既に実施された公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量に追加して、又は当該測量を修正するために行なわれる測量を除く。

以上について説明します。まず1条1項の1号から3号については法5条、6条から除外される測量ですが4号冒頭に「前各号に掲げるものを除くほか、…」と規定されていますので1号から3号についても公共基準点の成果を2点以上使用すれば法5条若しくは6条に該当します。[a47、48 地理院](#)

[説明](#)

次に第4号ですが、これは測量面積若しくは測量延長がここに規定された以下であれば測量法から除外される測量ですが、ただし(イ)から(ニ)の条文の中に「公共基準点等を2点以上使用しない…」と規定されていますので言い換えれば測量規模がここで示されている以下であっても2点以上使用すればすべて公共測量に該当する、という意味です。[a47、48 地理院説明](#)

5号は高度の精度を求めている測量ですが5号冒頭に「前各号に掲げるものを除くほか、…」と規定されていますので公共基準点成果を2点以上使用すれば法5条、6条に該当します、という意味です。[a49、50 地理院説明](#) [a51 公共測量解説と運用より](#)

測量法施行令第1条第2項 [a52](#)

- 2 三角測量、多角測量、水準測量、地形測量又は平面測量の二以上の測量が一の計画に基づいて行なわれる場合において、そのうちのいずれかが前項第四号及び第五号の測量に該当しないものであるときは、当該計画に係る測量は、同項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号の測量に該当しないものとする。

この第2項は三角測量、多角測量、水準測量、地形測量又は平面測量のいずれかが法5条、若しくは6条に該当するときは同じ計画にある他の測量は法5条若しくは法6条に該当する、という意味です。

[a51公共測量解説と運用より](#) [a53、54地理院説明](#)

以上を説明しますと測量法施行令第1条第1項第1号から第5号は公共団体がその測量費用の一部もしくは全部を負担し、公共基準点の成果を2点以上使用すればその測量規模等にかかわらず公共測量に該当する、という意味です。また、第2項は三角測量、多角測量、水準測量、地形測量又は平面測量のうち、一つでも公共測量に該当するときは同一計画内の他の測量はすべて公共測量に該当する、ということです。また、用地測量(「用地測量」とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいう。)単独であってもその測量に公共基準点等の成果を使用した測量であれば用地測量は平面測量に該当しますので公共測量に該当する、ということです。

[a55、56地理院説明](#)

では「大阪市教育センター不動産図面作成業務委託」の調査、測量が何故、測量法第5条の「公共測量」に該当するのか説明いたします。

まず、多角点網図[a57](#)に記載されていますように公共基準点を4点使用しています。また、多角点座標計算書[a58](#)を確認しますと路線長は69mですので上記に記載の測量法施行令第1条第1項4号(口)に該当しますが公共基準点成果を4点使用[a57、58](#)していますので測量法施行令第1条第1項4号(口)には該当せず測量法第5条の公共測量となります。

また明細書[a59～61](#)に記載の

a)-1

- ①は用地測量(公共測量)の「資料調査」に該当。[a62](#) [a64](#)
- ②の多角測量は上記に記載のとおり[a57、58](#)
- ③の復元測量は用地測量(公共測量)の「復元測量」に該当。[a63](#) [a64](#)
- ④の境界標設置は同じく用地測量(公共測量)の「復元測量」に該当。[a63](#) [a64](#)
- ⑤の引照点測量は公共基準点若しくは公共基準点より測量した多角点若しくは公共基準点、多角点より設置した補助基準点より測量しています。[a57](#)よって公共測量となります。
- ⑥の「その他項目にないもの」[a66、67](#)についてですがこの書類は成果品のチェックリストが2枚[a68、69](#)です。これは受託者が成果品納品の際に点検目的に作成されるものでなぜこれが「関連業務」になるのでしょうか。また、調査士法第3条第1号から第5号(調査士が行える業務)のいずれにも「チェックリスト」に該当しません。この⑥については「公共測量」に該当しませんが勿論、調査士法第3条の各号[a70、71](#)いずれにもが該当しません。なお、備考欄には「断面測量」等と記載されていますが事実でしたら測量法施行令第1条第2項に該当しますので公共測量に該当します。

以上より

(無登録営業の禁止)

第五十五条の十四 第五十五条の五第一項の規定による登録を受けない者は、測量業を営むことができない。[a80](#)

(測量業等とみなす場合)

第五十九条 委託その他いかなる名義によるかを問わず、報酬を得て測量の完成を目的として締結する契約は請負契約と、これらの契約に係る測量を行なう営業は測量業とみなして、この法律の規定を適用する。(名義は名称、と考えて差し支えないそうです。国土交通省 不動産・建設経済局建設市場整備課専門・建設関連業振興室 企画専門官に確認 済み)[a81](#)

(罰則)

第六十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条の十四の規定に違反して登録を受けないで測量業を営んだ者[a82](#)

(登録の消除)

第五十二条 国土地理院の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録を消除しなければならない。

二 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。[a83](#)

なお、この取り消し処分を受けますと

土地家屋調査士法

第五条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

六 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十二条第二号の規定により、登録の抹消の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者[a84](#)

(登録の取消し)

第十五条 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。

四 第五条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。[a85](#)

上記の罰則を簡単に説明しますと

測量法の適用を受ける測量法第4条(基本測量)第5条(公共測量)第6条(基本測量及び公共測量以外の測量)を測量業無登録で測量業を営みますと懲役1年以下、又は100万円以下の罰金に処せられます。罰金以上に処せられますと測量士、士補の登録は削除されます。測量士、士補の登録を削除されますと調査士となる資格を失います。資格を失いますと調査士の登録が抹消されます。調査士法第3条第1項第1号を以て測量法に優先(公共測量)するのなら調査士法第5条第6号は間違った法律の規定となるのではないのでしょうか。

よって上記に示しました①から⑥の調査、測量は公共測量に該当する業務でありますので違法に公金支出が行われています。

a)-2

にもかかわらず嘱託協会は測量業無登録者のため公共測量の実施申請はできません。[a6,a7](#)

また、本来ならば公共測量として国土地理院に規定の成果物を提出しその座標、標高等は等しく国民に公開され[a85-2](#)他の公共団体、民間業者が測量を行う際、また不動産表示登記のための測量を行う際には地積測量図の作成方法及びその中に記載する境界点の内容を定めた「**不動産登記規則**」[a85-3,85-4](#)に規定されています既知点として使用できます[a86](#)し使用助言を国土地理院から得ることもできます。公共基準点に該当する基準点でありながら上記の理由により公共基準点として認証されません。

また、「地理空間情報活用推進基本法」[a86-2](#)の

(目的)

「**第一条** この法律は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることに鑑み、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び**地方公共団体の責務等**を明らかにするとともに、…」

活用できるよう責務をはたしている、と説明できますか。勿論「大阪市教育委員会が実施する表示登記に必要な調査、測量はこの法律の適用から除外する」などの規定はありません。

また、この法律の中に重要事項13項目がありまして[a86-3](#)「測量の基準点、道路縁、建築物外周線」等はこの業務の測量が該当しています。

また、本来ならば公共測量実施後には次の成果物を提出しなければなりません。[a86-21](#)

1. 測量成果表+成果数値データの写し
2. 点の記の写し
3. 平均図の写し
4. 観測図の写し
5. 網図の写し
6. 精度管理表の写し
7. 検定証明書+検定記録書の写し
8. 品質評価表の写し
9. メタデータの写し(.Xml形式)
10. 基準点現況調査報告書の写し
11. 測量標設置位置通知書の写し

事前に実施申請書、付図、製品仕様書、事後(測量後)上記の「1.~11」を提出しなければなりません。

ここで作成されているのは「網図」のみであとは一切作成、提出されていません。公共測量に該当する測量ならばこれらは基準点測量(多角測量)で作成、提出されなければなりません。勿論、上記の成果品は基準点測量の委託費の中に含まれる作業です(成果検定費のみ別途精算)。

これらを公共測量成果として国土地理院に提出し、これらを元に国土基盤地図情報が更新され条文冒頭にありますように国民(公共団体、種々の事業者も)の利便性が計られますが下記に示します作業規程で規定された成果はまったく提出されておらず測量自体が不足(鉛直角が半分しか測量され

ていない、精度確認、精度管理が行われていない(点検測量自体を行っていない、精度管理表が作成されていない(点検計算、点検測量、水平網平均計算)新点の標高に関する測量、計算が全くなされていない、よって成果検定が受けられない、もちろん公共測量実施計画書も提出出来ない、(測量業無登録者が行っているのだ)だからもちろん地理院に提出もできない、よって地方公共団体、民間事業者が等しく利用できるはずの公共財産であるはずの公共基準点ですがまったく利用ができません。

a)-3

資料a61の⑦の「現況測量」ですが現況測量は「多角測量」に含まれる測量です。本業務の仕様書に規定されていますa86-4。よって「多角測量」、「現況測量」で2度計上することは二重計上となります。また明細書の「現況測量」の成果図面(何故かわかりませんが図面名称は境界確定図だそうです)a86-5,86-6,86-7と多角測量に含まれる「現況図」は同じ図面です。a86-8～86-11要するに上記で説明しましたように一つの成果図面であるにも関わらず現況測量に係る委託費を2度支払っているという意味です。(現況測量で1回、多角測量で1回)

だからこの現況測量についての積算部歩掛りの規定も積算資料にもありません。a86-12,86-13これだけでなく以前より明細書に多数の疑問点がありましたので今回、情報公開請求で積算基準につきましてその資料を求めましたが「不存在による非公開」の決定がなされました。a86-16

しかし、調査士法施行規則には

(報酬の基準を明示する義務) a86-14

「第二十一条 調査士は、法第三条第一項各号に掲げる事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない。」

と規定されていますが嘱託協会から「あらかじめ」示されていないのでしょうか。また決定通知書a86-16には「本件の各業務委託契約は、土地家屋調査士が土地家屋調査士法により明示することとされている基準に基づき積算されており、…」と保有していない理由を述べていますが嘱託協会から提出もされていない、教育委員会も確認もしていないのになぜ「基準に基づき積算されており、…」と説明できるのでしょうか。

よって納税者であります市民として公金が適正に支出、使用されているのか確認ができません。

よって本契約書に付随された仕様書と内容が同一であります国土交通省近畿地方整備局(用地対策連絡協議会)策定の「公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務積算基準」a86-17～86-19及び同基準の仕様書であります「不動産登記等業務(表示関係)共通仕様書(案)」a86-20を積算基準として採用しているものとして説明いたします。上記のa86-17～86-19の積算基準の中には「現況測量」に関する規定がされていまして本業務仕様書a86-4と同じく「多角点からの細部現況測量を含むものとする。」a86-20と規定されています。よって同積算基準には「現況測量」の項目が規定されていないのにも関わらず嘱託協会から提出された明細書には現況測量の項目が記載されています。この嘱託協会が提出した明細書は何を根拠として作成されたのでしょうか。

要するに本業務の仕様書と不動産登記等業務(表示関係)共通仕様書(案)のいずれも「現況測量は多角測量に含まれる」のに多角測量、現況測量それぞれ計上されているということです。これは二重計

上になります。

説明がそれますが、「現況測量」は公共基準点、若しくは公共基準点を与点として測量された多角測量に基づく多角点から測量されていますので「現況測量」そのものが公共測量」に該当いたします。

いずれにしろ前述しましたとおり測量法施行令第1条第2項の規定により②の多角測量及び⑦の現況測量が公共測量に該当しますので令第1条第2項の規定(多角測量等、一つの測量が公共測量に該当するとき、同一計画にある他の測量は公共測量に該当)に該当しますので⑥を除いて公共測量となります。これで「現況測量」に関する委託代金の支払いが違法であることの確認できると思います。

ではこれより詳細な違法公金支出(作業規程に規定の成果物を作成、提出して

いないしその未提出の資料に該当する部分につき委託費の減額がなされてい

ない)につきまして指摘します。指摘事項はこの業務の仕様書、作業規程に沿っ

て説明しますがこの業務の仕様書(調査士が行う測量)情報公開請求を行い、教

育委員会より提示されたものであります。a93,94 よって当然、この業務の仕

様書、作業規程(大阪市規程)で規定された内容に沿って実施されたものとして

説明します。

次の違法事項を詳細に指摘しますがこの業務における作業規程であります「大阪市公共測量作業規程」[a87.88,89](#)(以下、大阪市規程と略します)は測量法に定められた公共測量における「作業規程の準則」を準用したものです。なお、準用といいますのは「準則を「規程」と読み替えますので「準用」となっています。また、もう一つの作業規程であります大阪市 3・4 級公共基準点測量作業要綱 [a90、91](#) は使用機械、観測値の点検、点検計算、平均計算についてのみ概略を説明したものです。同要綱の第2条の規定にありますとおり「上記に示した内容以外につきましては大阪市規程を準用する」、と規定されています。すなわちこの業務における作業規程は大阪市公共測量作業規程(測量法第34条に定められた作業規程の準則)という意味です。[a92](#)

また、本契約書約款第 1 条、第 3 条に規定されています [a95](#) とおり「仕様書の規定に従い…」とありますので当然、仕様書に規定されています大阪市規程に定められた図面、書類を作成しなければなりませんし、また別途、受注者と内容等を変更協議したのであれば書面化(契約書第 3 条)し、情報公開請求に応じなければなりません。

また、大阪市作業規程の規定内容を変更したのであれば国土地理院の変更承認を得なければなりません。[a92](#) 変更承認を得ていますか。得ていません。得たのであれば当然、[a89](#) で説明を行わなくてはなりません。例えば TS の種類は問わない(使用機器検定書は不要)、点検測量も不要、点検計算

も行わなくて良い(よって精度管理表の作成も不要)、標高も求めなくて良い、座標計算も規定の厳密計算はしなくて良い、等々です。これは大監 39 号で同じような指摘を行いました「土地家屋調査士には求められていない」[a96,97](#)

と説明されていますが、であるならば申請人が情報公開請求し、公開提示された仕様書、作業規程は虚偽の公開公文書でしょうか。

再度の指摘ですが①申請人が仕様書、作業規程の提示を請求②発注者が今業務の仕様書、作業規程を提示、③請求人が提示された仕様書、作業規程に規定の不足及び規定に則っていない事項を指摘④発注者が「それらは調査士には求めています」(これらは大監 39 号の説明ですが)このような矛盾した説明はありますでしょうか。

また大監39号では「黙示の合意」[a98](#)など意味不明の説明をしています。契約書 3 条の規定は何でしょうか。くどい繰り返しになりますが申請人が情報公開請求で作業規程の公開を請求、教育委員会が「大阪市規程(「作業規程の準則:名称を読み替え準用」)」と説明、その大阪市規程の規定された内容に違反している事項を指摘、教育委員会が「調査士には求めている、」このようないい加減な説明はありますか。

では、次に個別に作成、提出されていない成果品等 [a99,100,101](#) につきまして具体的に指摘させていただきます。

なお、大阪市規程に規定された成果品等の一覧 [a102](#) は大阪市規程の「基準点測量 記載要領」より示した書類です。重要事項のみ指摘します。

a)-4

基準点測量(多角測量)において製品仕様書が作成されていないため関連する以下の書類が作成されていない(根拠:大阪市規程第 5、44 条)[a103,103-2](#)【[a102](#) の資料参照】

製品仕様書は発注者が作成し、受注者がその内容に則って作業を行い、品質評価表(総括、個別:受託者作成)を作成 [a103-2](#) しなければなりません。がすべて作成されていません。

a)-5

基準点測量(多角測量)において平均計画図が作成されていません。(根拠:大阪市規程第25条)

[a104](#) 【[a102](#) の資料参照】

平均計画図は既知点(公共基準点等)の配置状況を参考にして地形図に新点の位置を机上で計画しますが作成されていません。

a)-6

基準点測量(多角測量)において選点図、現況調査報告書、平均図が作成されていません(根拠:大阪市規程第 26、27、30 条)[a105](#) 【[a102](#) の資料参照】

資料 [a105](#) を参照願います。因みに「現況調査報告書は後述します公共基準点使用承認申請書作成時に必要となる資料です。また、平均図は監督員の承認(押印)が必要となります。

a)-7

基準点測量(多角測量)において使用機器の検定書が提出されていません(根拠:大阪市規程第 14 条) [a106](#) 【a102 の資料参照】

なお、使用機械検定書については大監 39 号でも提出するように勧告が出たのではないのでしょうか。

大監 39 号での勧告に対する措置状況 [a107,108](#)(別紙)には

①指摘「使用機械の検定書が提出されていない」

措置「提出を求め内容を確認した」

提出「トータルステーション検定証明書、トータルステーション点検報告書」

と、なっていますがであるならば請求人がこの「トータルステーション検定証明書」の情報公開請求 [a109](#) に対して部分公開を行い、提示 [a110, 111, 112](#) されたのはトータルステーション点検報告書のみですが措置報告書には提出され、確認した、と記載されていますが提出されたのになぜ公開されないのでしょうか。虚偽の説明はいけません。提出され、教育委員会が確認したのなら現存してるのではないのでしょうか。その確認した「検定書」をなぜ公開しないのですか。そもそも情報公開請求で「検定書」を請求しているのに「点検証明書」とはどういうことでしょうか。しかも作業者が作成した「点検証明書」とすり替わっていますがそのような公文書も開示請求はいたしておりません。

また、大阪市規程では「検定書」(大監 39 号、及び今回)となっていますが「検定書」の提出が規定されても大阪市の業務委託では「点検書」で良いのですか。しかも受注者が作成した「点検報告書」[a113](#) を提出すれば良い、ということでしょうか。

また、トータルステーション検定は JIS 及び ISO の測定規格に準拠し、国土地理院が特級、1 級、2 級 A 及び 2 級 B、3 級に規定したもので TS(トータルステーション:水平角、鉛直角、距離を 1 台で観測する測量機、以下 TS とします)の有効期限は1年間 [a114](#) しかありません。教育委員会の説明 [a115](#) では「およそ 2~3 年の頻度で…」とありますがとんでもありません。上記で説明しましたように検定の有効期限が1年しかないのに点検が「およそ 2~3 年の頻度で」とはどういうことでしょうか。そもそも「点検」は TS での観測着手前、及び途中に行わなければなりません。使用中は1日に何度も行わなければなりません。調査士は「2~3 年間」は行わないのでしょうか。TS は観測着手前、及び途中に行い、そのつど作業者自身が調整を行います [a116](#)。自身で調整できないときや部品の欠損(ネジ切れ等)がある場合はメーカーに修理、点検、校正をお願いします。また、検定、点検、の言葉の意味がまったく理解できていないみたいですが大丈夫ですか。

検定:定められた性能を有しているか、の確認

点検:定められた性能が問題なく機能してるか、の確認

また、調査士が作成した点検報告書に記載の二コントリンプルは検定機関ではありません。単なるメーカーです。製造、販売、修理、調整、校正を行う業者です。なお、校正とは実機(実際に使用している TS)と国土地理院で認証を受けた(標準機)性能等の差を確認し、調整を行うことです。この校正は国内メーカーは全社校正対象業者です。仕様測量機器の検定は日本測量協会と日本測量機器工業会の 2 者のみです。

なお、通常、他の公共団体ではTSの検定書を提出しないと業務契約ができません。

a)-8

基準点測量(多角測量)において観測図が作成されていません。(根拠:大阪市規程第 37 条)a117
【a102 の資料参照】

観測図は平均図(監督員承認)に基づき計画を行います但しそもそも平均図自体が作成されていません。この観測図を作成して現地で観測を行わないと観測データの均一性、漏れ、過不足などが発生します。例えば今回実施されています多角(基準点)測量の観測手簿 3-08-50035 の次点はT6ですが

点 名	高 度 角	差	距離
3-08-50035	0-07-28		14.266
T6	-0-17-41	0-10-13	

となっていますがそもそも機械高、反射鏡高が測定されていません。よって標高の計算ができません。標高は大阪市規程で求めるよう規定されています。機械高等が測定されていないため 3-08-50035a118と T6a119の関係性がありません。機械高、反射鏡高は 1mm単位で測定しなければなりません a120。大阪市規程 a121 また、情報公開請求で教育委員会より提示されましたもう一つの作業規程であります「大阪市 3・4 級公共基準点測量作業要綱」にも規定されています。a122,123,124

大監 39 号での教育委員会の説明 a125 では「調査士には標高を求めている」とありますが世界測地系座標の距離は平面直角座標です。3-08-50035 から T6 の距離 14.266 は斜距離です。その斜距離に鉛直角の正反(3-08-50035 から T6(正)および T6 から 3-0850035(反)a118、a119)の平均値と斜距離(14.266)から水平距離を算出、その水平距離と距離を測定した両端の基準点の**標高の平均値**から準拋物円体上の距離を算出(投影補正)、その距離に縮尺補正を行い、その距離を平面直角座標算出に使用します。だから標高は必ず必要となります。この距離補正計算書を見ますと 3-08-50035 からの鉛直角を採用していますが観測者が勝手に観測値を取捨選択はしてはいけません。機械高、反射鏡高が測定していないためこのような計算書しかできませんが良く言えば概略、真実を言えば杜撰、です。一体どの作業規程に基づいて作業を行っているのでしょうか。今回、提出 a126 されています補正計算書と作業規程に則って行われた計算書 a127,128 です。

因みに a126 は一切点検されていません。a127,128 の3回の点検は観測者若しくは計算者が1回、点検者が1回、成果検定機関(日本測量会関西支部技術センター)が 1 回、これも大阪市規程に規定されています。

なお、これはただいま気が付きましたが「3-08-50035 から T6 の距離 14.266」となっていますが4級基準点測量は点間距離は 20m以上と規定されています。20m以下の場合には新点ではありません。偏心点となります。これ、基本的常識です。これも作業計画(平均計画図)を行わずに行き当たりばったりで行うと測量して初めて気が付く大きな間違いです。a129,130

この項の最後に平面直角座標と標高の関係、なぜ標高が必要か解説しました基準点測量解説と運用より該当箇所の説明ページを提示します。[a131~134](#)

a)-9

基準点測量(多角測量)において点検測量、点検計算が実施されていません。これらを取りまとめた基準点測量精度管理表が作成されていない。(根拠:大阪市規程第 13、42 条)[a136~138](#) 【a102 の資料参照】

点検測量はその測量の正確さ(精度確認)を確認するため必ず行わなければならない作業です。この業務の基準点測量では一切行っていませんが一体、どのようにして正確性の確認、精度管理を行っているのでしょうか。

なお、資料の a137 に点検測量率が定められていますがこの量率は四捨五入でも切り捨てでもありません。切り上げです。この業務では多角測量(基準点)6 点となっていますが $6 \times 0.1 = 0.6$ は切り上げて最低 1 点は点検測量を実施しなければなりません。[地理院説明 a139](#)

実際にはこのようにしなければなりません。[a140,141,142](#)

a)-10

基準点測量(多角測量)において使用プログラム検定証明書が提出されていません(根拠:大阪市規程第 43 条)。[a143](#)

【a102 の資料参照】[解説と運用 a144](#)

プログラム検定証明書等を提出しないのであれば国土地理院の例題計算を行いその計算書を提出しなければなりません。また、大監39号では点検計算と座標計算を同時に行い確認している、と説明していますがそのようなプログラムはありません。正規の検定証明書とはこれらです[a144-2,144-3](#)。また、平均計算のトップページに検定済みプログラムを使用していることが確認できるよう印字されなければなりません[a144-4,144-5](#)。そのようなプログラムがあるのならなぜプログラム点検証明書を提出するよう規定されているのに提出しないのか。点検計算で許容誤差内にあるか確認後、平均計算を行わなければなりません。[a145](#)もし教育委員会の説明が正しいのなら大阪市規程第 42 条が間違った規定となります。だから[a144](#) で説明していますように使用プログラムの検定証明書を提出するか国土地理院の例題計算を行い、計算書を提出しなければなりません、と説明しているのです。なのにあろうことが「多角計算プログラムにより点検が行うことができる旨の黙示の合意等が成立している」などと意味不明の説明をしています。であるならば上記で説明しましたように「多角測量プログラムにより、点検計算、平均計算を行う」ということの変更承認を受けていますか。受けていません。そもそもそのような申請は通りません。なぜなら[a146](#)の表中にあります種々の制限値の意味がありません。もし、この多角測量計算書[a147](#)が大阪市規程(国土地理院の認証済み)と言うなら虚偽の点検計算書となります。

$335-28-12(\text{方向角}) + 186-38-47(\text{内角}) - 180^\circ = 342-6-59$ とならなければなりません
 $342-07-07$ となっています。要するに公共基準点3-08-50035の観測内角186-38-47に誤差30秒/4点(測角数) $= 7.5'' = 8''$ を観測値に加えていますが点検計算で誤差を配布してはいけ

ません。[a147](#)

調査士は点検計算で観測値に誤差を配布しますか。観測値はあくまで観測値です。観測値に誤差を加える行為は観測値の改竄となります。また用紙サイズの都合上印字されていませんがA欄に δx 、 δy があります(コンパス法による距離補正)が座標値にも誤差を配布しています。これもいけません。要するにこの計算書を点検計算書とするなら偽造計算書となります。大阪市では偽造計算書を「黙示の合意」で容認するのでしょうか。

また、[a147](#)を平均計算書とするなら大阪市規程及び大阪市3・4級公共基準点測量作業要綱(くどいようですが両規程は請求人が情報公開請求に基づき請求し教育委員会が提示した規程です)平均計算の冒頭に入力しますms、 γ 、mtはどこに入力していますか。[a154](#)

また新点の標準偏差の計算書はどこにあり、どこで点検していますか。[a159](#)

また、成果表もあります。[a148～168](#)が点検計算から成果表までが大阪市規程の計算書です。

[a169,170](#)が点検計算、平均計算(厳密)、点検測量の結果をこのように精度管理表にまとめなければなりません。これで精度確認、精度管理を行っています、ということです。

a)-11

基準点測量(多角測量)において成果検定を受けていません。(根拠:大阪市規程第15条)[a102](#)の資料参照[a174](#)

測量成果の検定はa)-1でも説明しましたが「地理空間情報活用推進法」に規定の重要事項13項目の測量を行った場合、成果検定を受けるよう大阪市規程に規定されています。

また資料[a175](#) 大阪市規程 解説と運用で詳しく説明していますように

- ・地理空間活用法の基盤地図情報重要13項目に該当する測量は成果検定を受けなければならない。
- ・「計画機関には測量に関する専門技術者が少なく、測量作業に対する監督・検査を行う体制が十分とれない場合が多い。このような背景から、本条は計画機関が行うべき検査の補助又は代行機能とし…」
- ・「納品前に行うことになっており、指摘事項に対する直しが合格基準に達するまで繰り返し測量成果のやりとりが行われ…」

要するに地理空間情報活用推進基本法に規定の重要13項目に該当する測量は検定を受けなければなりませんし、公共測量に該当する測量も検定を受けなければなりません。

また、発注者側には専門の技術者が少ない(全く理解できていない)ので測量協会が作業規程に基づいて何度でも指摘事項が修正されるまで検定を行います、ということです。なお、申請人の知る限りでは検定費用は1回分のみです。

以上のa)-1からa)-11までの指摘事項につきましては再三の説明となりますが請求人が契約書、仕様書、特記仕様書、作業規程の資料を請求し、教育委員会より提供を受けた資料です。その受けた資料に規定された成果物が不足して(作成、提出されていない)いますし、明細書にはその未提出部分につき減額もされていません。よって違法な公金支出となります。

b)

公共基準点成果、測量標の使用許可**b1, 2**(公共基準点使用承認申請書)を得ていません。**b3, 4, 4-2**また、大阪市公共基準点管理保全要綱にも使用承認申請を行い測量終了後には使用報告書を提出すよう規定**b4-5**されていますが一切作成、提出されていません。「使用許可」を受けるには最初に机上で平均計画図を作成しこれを基に使用予定の公共基準点の異常の有無等を現地確認します。そのうえで選点図、位置通知書、建標承諾書(必要があれば)、平均図(監督員承諾要)を作成の上、基準点現況調査報告書を作成し「公共基準点使用承認申請書」を作成、公共基準点の管理者に提出しますがそもそもこれらの諸資料(平均計画図から平均図、基準点現況調査報告書等)が一切作成されていません。**b4-3, 4-4, 4-6**基本測量、及び公共測量成果を使用するときは必ず測量成果、測量標(永久、一時標識を問わず)の使用承認申請を行い、許可を得なければなりません。この申請は測量法 5 条(公共測量)、法 6 条(基本測量及び公共測量以外の測量)、その他、測量法の適用を受けない測量すべての測量特に**b2, b5**を参照(地理院説明)が対象です。土地家屋調査士であろうと建築士であろうと土木施工管理技士であろうとすべての測量が対象です。もちろん表示登記に必要な測量でも必ず使用承認が必要です**b5, 6**。上記 a)-4 から a)-11 まではすべて「測量標の使用許可」に結びつく資料となります。要するに犯罪行為を防ぐための資料となります。

また、このことから確認できますとおり調査士法が測量法に優先するのになぜ、このような法律上の規定があるのでしょうか。

a)の末尾(8～9 頁)と同じように罰則規定があります。

測量法第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第1項第1号 第 26 条(第 39 条において準用する場合を含む。)の規定に違反して測量標を使用した者。**b7, 7-2**

同法第 52 条 国土地理院の長は、測量士又は測量士補の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録を削除しなければならない。**b8**

同法同条第1項第 2 号 この法律の規定に違反し罰金以上の刑に処せられたとき。**b8**

また、測量士、士補の取り消しを受けますと

調査士法第5条第6号 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第52条第2号の規定により、登録の抹消の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者**b9**

同法第15条第4号 調査士が次の各号のいずれかに該当する場合には、調査士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。**b10**

四 第五条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

また、違反者が法人の場合、法人及び法人の代表も処罰の対象となります。**b11**

c) また大監 39 号でも指摘しましたが今業務でも相変わらず道路の使用許可を得ていません。**c1～3**

大監 39 号の教育委員会の説明 **c4**では「調査士の測量は交通の妨害にならない、短時間の作業」と言い訳していますが、道路使用者が勝手に交通の妨害にならないし短時間の作業だから、と単に使用者の主張にすぎません。道路の中に機械設置していますし道路の詳細現況測量も行っています。)

この道路使用許可を得ることも基準点測量、詳細現況測量に含まれる業務の一環です。またこの業務の基準点測量及び詳細現況測量はほとんど道路敷です。[c5]

大阪市規程にも規定されています。[c6]

(道路の使用の許可)

第七十七条次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下この節において「所轄警察署長」という。)の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受けなければならない。

一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人

この条文、読めますか。「調査士の測量で短時間であれば使用許可は不要」などと規定していません。短時間とはどれくらいの時間ですか。この説明書の意味、わかりますか。[c7]

測量作業であってもこのように許可を必要とします。[c8]

今回の業務でも道路交通法は守られていません。[c9~11]

大監 39 号でも法令違反を指摘されたのだから普通は次回からは順守するよう、指導しなければならないのではないのでしょうか。もしかしたら自分たちの考えは法令に優先する、と考えているのではないのでしょうか。

(3) その結果、大阪市に生じている損害。

(以下につきまして委託費が支払われているにもかかわらず測量がされていない、成果が作成されていない、成果が)提出されていない、手続きが行われていません。

a)-1 及び a)-2 につきまして

公共測量に該当する測量であるにもかかわらず測量業無登録者が行った調査、測量であるため公共実施申請できません。また、地理院に提出すべき成果品がほとんど作成、提出されていません。

よって本来(公共基準点として認証を受け、国土地理院に登録)ならば国民、公共団体、民間事業者(測量業者、土地家屋調査士、建設業者等も含む)が高精度の測量成果として使用できるはずですが利用することができません。地理空間情報活用推進基本法に規定の国土基盤地図情報に該当する測量も含まれていますが活用もできません。しかしながら委託費の中の多角測量(基準点測量)にこれらの業務にかかる費用が含まれているにもかかわらず手続きが行われていません。(行う資格がない)。

a)-3 につきまして

現況測量は多角測量に含まれている測量です。にもかかわらず明細書に現況測量として計上され2重に支払いがなされています。

a)-4 につきまして

この業務の作業規程に作成するように規定されています基準点測量(多角測量)においての製品仕様書が作成されていません。よって製品仕様書に基づく品質評価表が作成、提出されていません。これは品質管理上必ず必要となる成果品ですが作成、提出がされていません。また品質確認ができません。

a)-5 につきまして

この業務の作業規程に作成、提出するように規定されています基準点測量(多角測量)においての平均計画図が作成、提出されていません。

a)-6 につきまして

この業務の作業規程に作成、提出するように規定されています基準点測量(多角測量)においての選点図、現況調査報告書、平均図が作成、提出されていません。

a)-7 につきまして

この業務の作業規程に提出するように規定されています基準点測量(多角測量)においての使用機器の検定書が提出されていません。よって作業規程どおりに認定された機械を使用されたのか確認もできませんので座標が正しいのか確認もできません。(なお、成果検定費は検定終了後に発注者が負担すべき費用です。使用機械器具の検定費用は受注者の所有物であり、他の業務でも使用しますので受注者が負担しなければならない費用です)

a)-8 につきまして

この業務の作業規程に作成、提出するように規定されています基準点測量(多角測量)においての観測図が作成、提出されていません。

a)-9 につきまして

この業務の作業規程に実施、作成、提出するように規定されています基準点測量(多角測量)においての点検測量、点検計算が実施されていません。

a)-10 につきまして

この業務の作業規程に提出するように規定されています基準点測量(多角測量)においての使用プログラム検定証明書が提出されていません。よって座標計算書が正しいのかの確認もできません。また、残念ながらこの初歩的プログラム(トラバース計算書)では高度角補正計算、標高点検計算、標高の厳密、若しくは簡易網平均計算すべてができません。

a)-11 につきまして

この業務の作業規程に受けるように規定されています基準点測量(多角測量)においての成果検定を受けていません。

b)につきまして

測量法及び大阪市公共基準点管理保全要綱で規定されています公共基準点成果、測量標の使用許可**第11条第2項**(公共基準点使用承認申請書)を得ていません。多角点測量実施に公共基準点を使用するのなら承認申請を得なければなりません。よってこの業務の委託費が支払われているにもかかわらず上記で説明しました手続きが行われていません。

c)につきまして

道路上で作業を行うには所轄署の使用許可を得なければなりません。この手続きは多角測量その他すべての測量を行う際に必要な手続きです。また大阪市規程第3条第2項に交通法令の遵守が規定されています。よってこの業務の委託費が支払われているにもかかわらず道路使用申請手続きが行われていません。

以上はくどいようですが申請人が今業務の公開を求めた契約書、仕様書、作業規程に規定された申請、作業方法、作成、提出につきまして大阪市に損害を与えた項目につきまして説明したものです。当

然、これら(契約書、仕様書、作業規程)に基づいて業務委託費が支払われていますので実際に行われていない(申請されていない、規程にない作業作業方法、規定の測量を行っていない、作成されていない、提出されていない)にもかかわらず減額されることなく委託費がそのまま支払われている、ということです。

また、たとえば c)の道路使用申請につきましてもこの測量業務が道路上で行うのであれば必要となる手続き(仕様書に規定の関連法令に準拠する:委託仕様書 7, 基本的処理方針より)です。しかし行っていないのに減額されることなく委託費がそのまま支払われて大阪市に損害を与えてる、ということです。

最後に、本業務の仕様書に準拠するよう規定されている部分を提示します。d1, 2

(4)請求する措置

【ア】a)及び a)-1 から-11 までにつきまして

本来ならば再測の上、申請、作成、提出を求め、その措置を確認、となりますがそもそも測量業無登録業者が受託、実施できる調査、測量ではありません。

国土地理院及び法務省、大阪法務局の公文書ならびに土地家屋調査士法、測量法、その他の法令からも確認できますとおり測量法と調査士法には優先、劣後の関係はなく、よって土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第1号に基づく調査、測量ではなく測量法の適用を受ける調査、測量(測量法第 5 条の公共測量)となりますので測量業無登録者の公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会が実施した調査、測量で申請人が指摘した資料 a1 から a3 の箇所①から⑦の調査、測量(図面、成果等も含む)が無効であることの確認。

【イ】よって①から⑦についてのみの委託代金の返還を求めること。

【ウ】b、cについては率先して法令順守の業種であり、かつ再三の指摘にもかかわらず法令を無視するとは如何ともしがたく監督官庁(法務省民事局民事第 2 課、大阪法務局)に違反事項(調査士法に規定された業務以外の調査、測量を行ったことを含む)を通報の上、大阪市として相応(指名停止等)の処分を行うことを求めます。

2 申請人

〒

住所 大阪市

氏名

電話

上記、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

令和 7 年 1 月 6 日

大阪市監査委員 様

追加資料 1

大阪市教育局委員会事務局 総合教育センター管理担当 担当職員に対する措置請求書 についての概略及び追加説明書

概略説明部分

a)につきて(P1～P8)

上記の業務は大監 39 号の主たる監査請求内容が同じでありますが大監 39 号では調査士法が測量法に優先するため調査士法が適用される、との判断でしたが

1)測量法所管庁 国土地理院の説明 [a16,a17 地理院公文書](#) [a19～22 地理院説明](#)

測量法と調査士法の間には「同一の事項について異なる定めはなく、よって優先、劣後の関係がなく、よって表示登記のための調査、測量であっても法 5 条の公共測量に該当する調査、測量は測量業者のみしか受託、実施できないことの説明。

2)土地家屋調査士、嘱託協会の所管官庁 法務省民事局民事第 2 課、大阪法務局の説明 土地家屋調査士法が測量法に優先する、ということが確認できる公文書公開。

調査士法が測量法に優先する、(教育委員会の説明)という規定の公文書、若しくは法令等の開示請求に対し「そのような公文書、法令等は取得、保有、作成はしていません、との説明。[a27,a28 請求に対する法務省、大阪法務局回答](#)

3)測量法、調査士法用の法令から調査士法が優先しないことの説明。

測量業無登録で公共測量に該当する調査・測量を受託、実施すると測量士、士補が登録が抹消される。[a80～83\(測量法\)](#)

測量士、士補の抹消処分が下されると調査士の登録も取り消しとなる。[a84,85 調査士法](#)もし、調査士法が優先ならば(表示登記のための調査・測量の中に測量法第 5 条の測量が含まれていても調査士法が優先)公共測量に該当する調査・測量(調査士法3条1項1号)を受託、実施しても処罰(調査士資格の取り消しをうけること)は法律が間違っている、ということになります、ということの説明。(P8～P9)*一部 a)の 3)でも説明

4)今業務が公共測量に該当することの説明。

今業務で実施されています多角測量(基準点測量)は公共基準点成果を4点使用 [a57](#)しています。よって測量延長に関係なく測量法施行令第1条第1項第4号の(口)には該当せず公共測量(測量法第5条)に該当します。 [a47,48 地理院説明](#) [a51①大阪市規程 解説と運用](#) [追加 1、2 地理院 公共測量の手引](#)

a)-1につきて(P8、P9)

三角測量、多角測量、水準測量、地形測量又は平面測量のいずれかが法 5 条、若しくは 6 条に該当するときは同じ計画にある他の測量は法 5 条若しくは法 6 条に該当しますので別紙明細書に番号を付した①～⑦は測量法第5条の測量に該当することの説明。[a52](#) [a53～56 地理院説明](#) [a51 公共測量解説と運用より](#)

よって申請人が別紙明細書に示した①～⑦については公共測量に該当することの説明。

a)-2につきて(P10、P11)

公共測量に該当する測量であるにも拘わらず測量業無登録者が実施した測量のため公共測量としての認証が地理院より受けることができず、よって国、地方公共団体、事業者等の利用ができない。当然、今回以降に表示登記に必要な測量を実施する際にも既知点として利用できない。また「地理空間情報活用推進基本法」a86-2の基本理念である「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、…」とありますが責務を果たしていないことの説明。a86 a86-3

なお、この法律に重要事項13項目が規定されていて今業務の基準点、道路縁、建物外周等は公共測量に該当するにもかかわらず測量業無登録者が実施した測量のため国土基盤地図情報としての活用もできないことの説明。

a)-3 につきまして(P11~P13)

変更後明細書に記載の現況測量は多角測量に含まれる測量にも拘わらず「現況測量」「多角測量」が計上されることは二重計上されることの説明。

a)-4 から a)-11 につきまして(P13~P17)

a)-4 から a)-11 につきましては請求人が教育委員会に対しまして契約書、仕様書、作業規程の情報公開を求め、教育委員会より提示されました契約書、仕様書、作業規程の規程に対し、「測量されていない、計算されていない、作成されていない、提出されていない、手続きが行われていない」ことの説明。

b) につきまして(P17、P18)

公共基準点の測量標を使用するときは必ず使用承認申請が必要となることの説明。

この申請を行わず使用すると調査士の資格を失うことの説明。

なお、この申請にあたって a)-5, a)-6, a)-8, a)-9 の成果等が必要となることの説明。

c) につきまして(P18、P19)

以前より再三の指摘にもかかわらずコンプライアンスがまったくできていないことの説明。

追加部分

※以下の資料(追加 3, 4)は調査士が一筆地測量を実施する際に設置した基準点(登記基準点)測量で作成するよう規定された資料成果ですが「作業規程の準則」そのままです。

追加資料を確認していただきましたらご理解いただけたと思いますが申請人は主な成果品のもを指摘しましたがそれ以上に詳細に規定されています。

令和7年1月 6 日

住 所 大阪市
氏 名



追加資料 2

大阪市教育局委員会事務局 総合教育センター管理担当 担当職員に対する措置請求書 についての概略及び追加説明書

概略説明

上記の業務は大監 39 号の主たる監査請求内容が同じでありますが大監 39 号では調査士法が測量法第 2 条 a15 の「特別の定」により特別法にあたるため調査士法が適用される、との判断でしたが

土地家屋調査士法第3条第1項第1号 a18 の調査、測量の中に測量法第5条の公共測量が含まれる場合、測量法に規定の公共測量 a5 を測量業者としての登録なし(土地家屋調査士(以下、調査士と略します)の資格のみ)で受注、実施できるか、との見解を測量法所管庁の国土地理院、及び調査士、嘱託協会所官庁の法務省民事局、大阪法務局に求めたところ

- 1) 測量法所管庁 国土地理院の説明 a16,a17 地理院公文書 a19~22 地理院説明
測量法と調査士法の間には「同一の事項について異なる定めはなく、よって優先、劣後の関係になく、よって表示登記のための調査、測量であっても法 5 条の公共測量に該当する調査、測量は測量業者のみしか受託、実施できない。
なお、測量法 2 条の特別の 定とは測量に関しては国土調査法34条などを指しています。a19,20 地理院説明 追加 8

- 2) 土地家屋調査士、嘱託協会の所管官庁 法務省民事局民事第 2 課、大阪法務局の説明
土地家屋調査士が行う業務として土地家屋調査士法第3条第1項第1号に規定されている「不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量」の業務の中に測量法第5条の公共測量が含まれていた場合、測量法第55条による測量業者の登録を行わずに調査士会連合会に登録された土地家屋調査士であれば、受託、実施できるかについて、受託、実施できる場合の根拠資料。(大阪法務局に対してもほぼ同じ請求内容です)
調査士、嘱託協会所官庁 法務省、大阪法務局 回答 作成又は取得しておらず、保有していない、との回答。

a27,a28 請求に対する法務省、大阪法務局回答

- 3) 測量法、調査士法の法令から調査士法が優先しないことの説明。

測量業無登録で公共測量に該当する調査・測量を受託、実施すると測量士、士補が登録を抹消される。a80~83(測量法)

測量士、士補の抹消処分が下されると調査士の登録も取り消しとなる。a84,85 調査士法

もし、調査士の資格のみで表示登記のための調査・測量の公共測量に該当する測量が含まれていても調査士法が適用されるのなら公共測量に該当する調査・測量を受託、実施しても処罰(調査士資格の取り消しを受けること)は法律が間違っている、ということになります。

5)参考資料となりますが調査士法逐条解説(赤羽二郎氏 著)にも「調査士は公共測量はできない」と説明 a30 されています。(国会図書館 デジタル館 所蔵)

6)にもかかわらず教育委員会の説明 a14 では「調査士法は測量法第 2 条(特別の定)の特別法にあたり…」と説明していますが 1)の地理院の公文書別紙 a17 及び a19.a21 地理院説明にあるとおり

調査士法と測量法には同一の項目について異なる定めはなく、よって優先、劣後の関係はない、ということです。

また、請求書本文で説明していますように教育委員会の説明どおり「調査士法第 3 条第 1 項第 1 号に規定の条文であります「①表示登記に必要な②調査、③測量」の三つの文言規定があれば測量法 2 条の規定(特別の定)により特別法だから優先する、ということになりますが、であるならば本文に提示しています土地区画整理法、森林法、自然公園法等すべて目的、調査、測量の条文文言が規定されていますがこれらはすべて測量法の特別法(優先)になるのでしょうか。であるならばその作業規程には「測量法33 条第 1 項の規定に従い…」と規定されていますが法令と作業規程は相反する規定ではないでしょうか。申請人は三つの法律のみを提示しましたがこれ以外にも国、公共団体が実施する調査、測量はすべて目的、も調査、測量の規定がありますが測量法 5 条の規定どおり「費用の一部、若しくは全部を負担(以下、省略)して行う測量は公共測量に該当します、ということです。よって調査士が公共団体の費用負担で公共基準点の成果を 2 点以上使用すればすべて公共測量に該当することになります。施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 5 号に測量法の適用を受けない測量(建物(1～3 号、局地的測量(4 号)、高度の精度を要しない(5 号))が規定されていますが、しかし、公共基準点等の成果を 2 点以上(2 点使用しなければ座標計算ができない)使用すればすべて(1 号から 5 号)公共測量に該当する、と言う意味です。a47,48 地理院説明 追加 1, 2 地理院公共測量の手引き a51 の①今回業務の作業規程の説明書

なお、大監 39 号で教育委員会の説明では「調査士は公共測量はできない」追加 5 と説明していますがであるならば測量法のどの部分に特別法が該当するのでしょうか。4 条の基本測量でしょうか、それとも 6 条の基本測量及び公共測量以外の測量ですか。少なくとも6条ではありません。残るは国が実施する基本測量でしょうか。

教育委員会の説明は測量法の特別法だから…でも公共測量はできない、一体なにを説明したいのでしょうか。

なお、教育委員会では「地理院に架電し」a14 と説明していますがその地理院が回答したという項目に請求人が地理院に文書で(電話ではありません)説明を求めました文書がこちらです。a37,38

また何か教育委員会は勘違いをしているみたいですが地理院の説明は要するに「調査士法は調査士について、測量法は測量士、士補についての規定です。よってそれぞれの

法律の規定に従って測量してください、調査士法と測量法は測量に関しての関係はありません、よって調査士が測量法に規定する測量を行うのであれば測量法に従ってください」ごく当たり前の説明ではないでしょうか。どこにも「調査士法が特別法にあたる(優先)」などと説明していません。

そもそもこの質問方法が請求人に対して教育委員会が行った説明と全く違う説明をしていますかというのでしょうか。

請求人には「測量法6条の測量に位置付けられるものです」と説明 [a41](#) しながら地理院には「土地家屋調査士の測量で…」と説明していますが肝心の「測量法6条の測量を土地家屋調査士の測量で…」と説明しなければならないのではないのでしょうか。文字下線部分を姑息にも故意に省いて地理院の言質をとろうとしている、ということです。

7)では今回の測量が「公共測量」に該当することの説明をいたします。

今業務で実施されています多角測量(基準点測量)は公共基準点成果を4点使用 [a57.58](#) しています。よって測量延長に関係なく測量法施行令第1条第1項第4号の(ロ)には該当せず公共測量(測量法第5条)に該当します。 [a47、48 地理院説明](#) [a51 大阪市規程 解説と運用の①](#) [追加 1、2 地理院 公共測量の手引](#) また、測量法施行令第1条第2項 [a52.a51 の②](#) に規定されていますとおり三角測量、多角測量、水準測量、現況測量のうち、どれかが「公共測量に該当すれば同一計画内の他の測量はすべて公共測量に該当する」、ということです。 [a52](#),

[a51の②解説と運用](#)、[a53,54 地理院説明](#) [a55,56 地理院説明](#) [a51 の②](#)

8) よって公共測量に該当する測量であるにも拘わらず測量業無登録者が実施した測量のため公共測量としての認証が地理院より受けることができず、よって国、地方公共団体、事業者、大阪市民はもちろん利用できません。当然、今回以降に表示登記に必要な多角測量を実施する際にも既知点として利用できません。また「地理空間情報活用推進基本法」[a86-2](#)の基本理念である「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要であることにかんがみ、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、…」とありますが責務を果たしている、と説明できますか。 [a86 a86-3](#)

9)この業務も大監39号の業務も嘱託協会(調査士)が行った調査、測量ですが請求人はその嘱託協会が行った調査、測量の仕様書、作業規程 [資料21, 22](#) を情報公開請求し、[追加6](#) 教育委員会より公開決定された仕様書、作業規程に規定された成果品が不足(測量がされていない、計算が行われていない、各種図面等が作成されていない、必要な手続きが行われていない等々)と指摘しましたが教育委員会の説明では「それらは調査士に求めている」「それらは測量士が行うこと」とまったく支離滅裂の説明を行っ

ていますがでは公開決定で示した仕様書は虚偽の公文書でしょうか。

また、嘱託協会は仕様書等を確認の上、見積書を作成、提出したのではないのでしょうか。
にもかかわらず仕様書に規定された作業規程どおり行わずに不足成果品があるにもかかわらず減額されていません。

- 10) a-4 から a-11, b) について不足成果品等を指摘しましたがこれらの図面等を元に「現況調査報告書」を作成し最終的に「公共基準点使用承認申請」**[b1]**を行い、測量を実施し、測量後に「公共基準点使用報告書(精度的に問題はなかったか)」を提出しなければなりません。条例にも規定されていますし、測量法 **[b2]**、大阪市公共基準点管理保全要綱 **[b4-5]** にも規定されています。なお、測量法では許可なしで測量標を使用しますと処罰されます。**[b5~7]** 勿論、この規定に違反しましたら処罰は罰金刑ですから調査士資格を失います。

また、登記基準点測量作業マニュアルにも規定されています。**[追加 7]**

- 11) 現況測量ですが「現況測量」は多角測量に含まれる(今回業務仕様書 **[a86-4]** に規定)されているにもかかわらず「多角測量」「現況測量」それぞれで計上されています。よって二重計上となります。

なお、登記基準点測量作業規程等は大監 39 号、今回業務の作業規程ではありませんが「調査士には求めている等」教育委員会の説明があまりにも杜撰、いい加減な説明ではないでしょうか。(追加 **[3, 4]**) は調査士が一筆地測量を実施する際に設置した基準点(登記基準点)測量で作成するよう規定された資料成果品目ですが「作業規程の準則」そのままです。

令和 7 年 1 月 23 日

住 所
氏 名

